**平成２７年度　子宮頸がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

検診実施機関のチェックリストの項目についての取組み状況

　市町村からのがん検診を受託している医療機関に対し、各項目の実施について調査を行いました。

子宮頸がん検診は全ての市町村で実施されており、保健センター等で行う集団検診は３５市町村で、各医療機関に委託して行う個別検診は４２市町村で行われていますが、検診実施機関数は他のがんに比べて多くないのが現状です。なおここでは複数の市町村が同じ医療機関に委託した場合は重複してカウントされています。

**１　各項目の集計結果**



※実施率＝「はい」と回答した機関数／自市町村委託検診実施機関数（４９６機関）













**２　まとめ**

「１　受診者への説明」において、受診者に対し、要精検となった場合の説明を行うことは、精検受診率に大きな影響を与えます。また、精検結果については市町村へ報告する必要があるため、個人情報の取り扱いについても、受診者へ事前に説明することが必要です。（１）の実施率は８３．９％と前年度（８２．１％）と比べ上昇しているものの大差はありませんでした。（２）、（３）についても同様の結果となっています。各項目において未実施である検診機関への市町村の指導実績は、（１）と（２）でわずかながら増加しており、市町村において精検結果の把握に対する意識に若干の向上が見られます。

市町村においては、検診の委託契約時に検診機関と市町村の役割を十分説明し、検診実施機関においても検診システムに組み込んでいく必要があります。

　また、検診を実施するにあたり必要な精度管理については、年々実施している検診実施機関数が増えており、市町村及び検診実施機関ともに精度の向上のために改善に取り組んでいることがわかりますが、４（３）、（４）の実施率から、検診の精度を測る指標であるプロセス指標についての認識は、まだ十分でないことがわかります。

市町村が検診事業の評価をする上で精検受診の把握、また早期発見ができているのか、発見された方が治療に結びついているのかなどは把握すべき情報であり、また検診実施機関としても精検結果を把握することは、自施設の検診精度を確認する機会となるため、精検結果を市町村及び検診実施機関が把握できるシステムを構築していくことは重要です。大阪府では、精検実施機関から市町村と一次検診機関へ精検結果がスムーズに報告される体制を構築するため、平成２５年度に「精密検査依頼書兼結果報告書」を作成し、市町村に示しています。